

4 7 地方分権改革の推進について

(内閣府、総務省)

【内容】

- (1) 地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである。このため、国から地方への権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等を進め、地方の自主性・自立性を高めるものとする。
- (2) 地方分権改革に関する提案募集により、本年度分の提案が地方から提出されているが、これらの提案については、地方分権改革有識者会議等も有効に活用しつつ、関係府省と十分な調整を行い、できる限り提案の実現を図っていくこと。
また、昨年12月に閣議決定された「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」において、引き続き検討するとされたものについては、政府全体として適切なフォローアップを実施し、地方の意見を十分に反映して、具体的な検討と調整を進めること。
- (3) 国から地方への権限移譲について、移譲される事務・権限を地方が円滑に執行できるよう、確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言等必要な支援を実施すること。
- (4) 国と地方の役割分担に見合うよう、国から地方への大幅な税源移譲を実現すること。
- (5) 道州制の基本的な理念や方針、導入に向けた工程などを定めた基本法を、国民的な議論を喚起しながら、早期に制定し、地方分権改革の究極の姿として道州制の実現を図ること。

(背景)

- 地方分権改革は、住民に身近な行政はできる限り地方に任せることで、国は、国家の存立の根源に関わるもの、国家的危機管理、真に全国的な視点に立って行わなければならないものなどに国家機能を集約し、国と地方の役割分担を徹底して見直す取組である。自らの判断により、地域づくりができるよう、改革を推進することが必要である。

なお、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2017改訂版)」において、「地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、地方創生において極めて重要なテーマである」とされている。

- 地方分権改革に関する提案募集について、2月から6月上旬にかけて地方からの提案が募集され、現在、内閣府において関係府省との調整が行われる。その際には、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、着実かつ強力に進められるべきである。

昨年(2019年)の提案については、昨年12月26日に、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定され、内閣府と関係府省との間で調整が行われた地方からの提案207件のうち、157件が「提案の趣旨を踏まえ対応」、29件が「現行規定で対応可能」とされた。「提案の趣旨を踏まえ対応」とされたものの一部は第8次一括法により措置されたが、その他の中には、引き続き検討を行うとされたものもあり、現時点において実質的には提案の実現に至っていないものが多数含まれている。

- 国から地方への権限移譲については、移譲に伴う確実な財源措置を講じ、その内容を明確にするとともに、技術的助言やマニュアルの整備、研修などの支援の実施が必要である。
- 道州制は、広域自治体のあり方を見直すことで、国と地方の双方の政府を再構築しようとするものであり、その導入は地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く効率的な政府を実現するものである。

(参 考)

地方分権改革の動向

| 19年 | 20年 | 21年 | 22年 | 23年 | 24年 | 25年 | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 |
|--|-----------------------|-----------------------|--|---|--|--|--|--|--|--|-----|
| 4/1 | 5/28 | 11/9 | 4/28 | 8/26 | 6/7 | 5/28 | 6/19 | 5/13 | 4/19 | 6/19 | |
| 委員 会 発 足 | 第 1 次 勸 告 | 第 4 次 勸 告 | 「 第 1 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 2 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 3 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 4 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 5 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 6 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 7 次 一 括 法 」 成 立 | 「 第 8 次 一 括 法 」 成 立 | |
| | | | | | | | | | | | |
| 【第1次勸告】 ・重点行政分野の抜本的見直し ・基礎自治体への権限移譲 【第2次勸告】 ・義務付け・枠付けの見直し ・国の出先機関の見直し 【第3次勸告】 ・義務付け・枠付け見直しの具体的措置 ・国と地方の協議の場の法制化 【第4次勸告】 ・地方税財政制度改革 | | | 【第1次一括法】⇒分権計画を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(41法律の改正) 【第2次一括法】⇒戦略大綱を受けて ・義務付け・枠付けの見直し(160法律の改正) ・基礎自治体への権限移譲(47法律の改正) 【第3次一括法】 ⇒第3次見直し、第4次見直しを受けて ・義務付け・枠付けの見直し(72法律の改正) ・基礎自治体への権限移譲(2法律の改正) 【第4次一括法】 ⇒事務・権限移譲の見直し方針を受けて ・国から地方への事務・権限移譲(43法律の改正) ・県から指定都市への事務・権限移譲(25法律の改正) | 【第5次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(12法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(8法律の改正) 【第6次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(11法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(4法律の改正) 【第7次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(4法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(6法律の改正) 【第8次一括法】 ⇒提案等に関する対応方針を受けて ・地方公共団体への事務・権限の移譲等(3法律の改正) ・義務付け・枠付けの見直し等(14法律の改正) | | | | | | | |